明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**六八～九〇）　一
○除籍の一部が滅失した件（**法務**四四六）　三
○除籍が滅失した件（**同**四四七）
○戸籍が滅失した件（**同**四四八）
○日本国に帰化を許可する件（**同**四四九）　四
○国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**三五七）　五
○千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのモザンビーク共和国の加入に関する件（**同**三五八）
○平成二十六年五月十二日から発行を開始する日本銀行券五千円の様式を定める件（**財務**三七四）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**二九二四～二九二八）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**二九二九）
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**二九三〇）
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**二五一）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一一六七）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一一六八）
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**中国地方整備局**一五九～一六一）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**二〇九）
○道路に関する件（**北海道開発局**一三二）

〔資料〕

閣議決定等事項　九

〔公告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他
三

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　最高裁判所

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十六年司法試験予備試験の施行（司法試験委員会）　一〇

告示

○復興庁告示第六十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（一関市復興推進計画（認定番号岩手第十一号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第六十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（奥州市復興推進計画（認定番号岩手第十二号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第七十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第三十号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○復興庁告示第七十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第三十号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号